

第1節 市街地整備の推進

現状と課題

本市は、札幌市に隣接している地域性や高い交通利便性、恵まれた自然環境等の地域特性を生かしながら、良好な宅地の供給を図るなど市街地整備を促進してきました。しかし、少子高齢化の進展や厳しい社会経済状況などの影響により、既成市街地内において未利用の土地が散在する状況が見受けられることから、低・未利用地の有効利用や土地の高度利用などを促進する必要があります。

宅地開発後、一定の年数が経過した住宅団地では、少子高齢化の進行による住民の年齢構成の偏りが顕著となってきており、多様な世代がバランスよく居住できる住宅団地づくりが今後の課題となっています。

商業・業務用地においては、店舗の撤退などにより機能が低下している地区や商業施設の立地が進んでいない地区があります。各地区における商業・業務施設などの都市機能の充実を図る必要があります。

市民や本市を訪れる人々にとってわかりやすいまちづくりを進めるため、計画的な町名・町界整備に取り組んできており、市街化区域 1,659ha のうち町名・町界整備済区域は 1,430ha となっています。

JR上野幌駅周辺については、市街化区域編入の可能性を考慮しながら駅機能を生かした商業・業務施設などの立地誘導等を図る必要があります。

JR北広島駅西口の市有地（芸術文化ホール臨時駐車場）では、駅前にふさわしい活用が求められており、東口の駅前センター地区と商業・業務地区では、駅前にふさわしい商業・業務施設の誘導を図る必要があります。また、通勤通学者や公共施設利用者等の利便性を向上し、駅周辺に賑わいを生み出すため、交通結節機能をさらに高める方策が必要となっています。

基本的方向

- 都市構造の主要な要素である緑、土地利用、交通等を踏まえた将来都市像の実現に向け、近隣自治体や国・北海道との連携を図りながら、市民の意見を取り入れたまちづくりを推進していきます。
- JR北広島駅周辺は、広域的で多彩な交流や賑わいが生まれ、本市の活性化の中心的役割を果たすよう、商業・業務施設の誘導をはじめ諸機能の充実を図ります。

施策

＜主な内容＞

市街地の形成

- ・既存市街地における合理的土地利用と既存公共施設の有効活用
- ・地域住民との合意による土地利用のルールづくり
- ・インターチェンジを生かした土地利用の検討

駅周辺まちづくり

- ・JR北広島駅周辺のエルフィンパークや文化施設、商業業務施設などを活用した賑わいの創出
- ・自動車駐車場や自転車駐車場の利用促進

第2節 居住環境の充実

現状と課題

市営住宅については、広島団地 90 戸と輪厚団地 30 戸の建替えを終え、西の里団地 78 戸は平成 22 年完了予定で整備中ですが、残る共栄第 2 団地 126 戸と北の台団地 16 戸は老朽化が進み、その改善が急がれています。

北海道は「北海道住生活基本計画」において大規模団地の再生を目標に掲げ、北広島団地での道営住宅管理戸数の縮小と再編を検討しています。

都市再生機構（以下「UR」という。）の賃貸住宅の再生・再編方針が平成 19 年 12 月に示され、市内 3 団地のうち北進団地が「団地再生(集約化)」、若葉団地と駅前団地が「用途転換」に分類されました。

北広島団地のほか大曲や西の里地区の民間開発団地においても、居住者の高齢化が進んでいます。北広島団地では人口増加策として、2 世帯住宅の建設促進や住宅リフォームの支援などの検討が求められています。

基本的方向

- 市営住宅については、住宅マスタープランに基づいて建替えを進め、施設の長寿命化と居住環境の改善を進めます。
- 少子高齢社会における市民の多様な居住ニーズに対応し、高齢者等の住替え支援やリフォーム情報の提供、ユニバーサルデザインの普及などを進めます。

施 策

< 主 な 内 容 >

公営住宅等の整備促進

- ・市営住宅の建替えや居住環境の改善
- ・道営住宅やUR賃貸住宅の再生等における居住者への配慮

多様なニーズへの対応

- ・住替え支援、ユニバーサルデザイン化、福祉サービスとの連携、住宅融資制度の普及
- ・ユニバーサルデザインの採用などによる賃貸住宅の居住環境の改善促進
- ・リフォーム相談、住替え相談

第3節 道路の整備

現状と課題

道路は、市民生活や経済活動を支える基本的な都市機能であり、都市活動を活発化させ、都市の発展の大きな原動力となります。

都市計画道路の羊ヶ丘通と大曲幸通については、都市計画マスタープランに基づき、都市計画の変更手続きを行い、高台通については、長期未着手区間を見直した結果、一部区間を廃止する変更手続きを行いました。第4回道央都市圏パーソントリップ調査では、人口減少や少子高齢化の影響により将来の自動車利用台数は減少すると予想されていることから、長期未着手の都市計画道路の必要性を再検討する必要があります。

羊ヶ丘通については、国道36号との交点まで事業化され整備が進められていますが、今後、国道36号から先の事業化を図るためには、市道輪厚中の沢線からの延伸ルートを決める必要があります。

平成20年12月の市民意識調査結果では、生活環境における「安全・快適に移動できる道路の充実」の項目について、現状で満足している市民の割合は35%で、今後重要であると回答した割合は42%となっています。

市民生活に密着した生活道路の整備率は、平成20年12月末現在で約90%の整備水準に達しています。各地区の均衡を図りながら整備を進めるとともに、老朽化の著しい道路についても計画的な再整備が必要となっています。

本市の道路橋の3割は高度経済成長期に架設されたものであり、今後、架設後50年以上経過する橋梁が増加します。このため、橋梁の長寿命化及び修繕や架替えに係る費用の縮減を図る「橋梁長寿命化修繕計画」の策定に向け、平成20年度に市内の全橋梁104橋について遠望目視点検を実施しました。

基本的方向

- 安全で快適な市民生活を確保するため、都市間幹線道路や市内幹線道路、生活道路を整備するとともに、市道の適切な維持管理、計画的な改良や補修を進めます。
- 高齢者や障がい者等も利用しやすい、道路・交通施設の整備と改善に努めます。
- 利便性の高い都市活動が営めるよう、都市間連絡道路である羊ヶ丘通の整備促進を図ります。
- 橋梁長寿命化修繕計画を策定し、老朽化した橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用縮減を図ります。

施策

< 主な内容 >

市内幹線道路 ・生活道路等の整備

- ・羊ヶ丘通の延伸ルートに関する協議
- ・長期未着手になっている都市計画道路の見直し
- ・計画的な舗装補修工事、照明灯の補修、街路樹のせん定
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく改修

第4節 交通の充実

現状と課題

市内路線バスに関する市民要望は、北広島市地域公共輸送協議会でのバス事業者との協議により、一定の充足が図られてきました。最近は少子高齢化等の影響でバス利用者が減少しており、既存路線の安定維持が課題となっています。

地域交通システムについては、平成19年度に市民による検討委員会から「地域交通システムのあり方」について7項目の意見が提出されました。今後、新たな交通システムの具体化をめざし、市、利用者、交通事業者、関係機関などによる協議会を設立し、国の支援を受けて実証運行などを行います。市内のバス路線は幹線道路を中心に整備が進んでおり、新たな交通システムを導入する際には、既存バス路線への影響を考慮する必要があります。

道道札幌恵庭自転車道線のうち、JR北広島駅から札幌市上野幌までの8.1kmの区間は平成16年度に完成し、エルフィンロードの愛称で親しまれ、サイクリングやマラソン、歩くスキーなどに利用されています。今後は、北広島市と恵庭市との間の整備を促進する必要があります。

南幌町、長沼町、由仁町、栗山町と本市が共同で取り組んでいる「道央馬追サイクルネットワーク構想」に基づき、広域的な観光や交流を促進する必要があります。市内のサイクリングルートについては、エルフィンロードや北広島幹線緑道と結節を図るとともに、道央馬追サイクルネットワーク構想とのネットワーク化について検討します。

雪国における除排雪は、冬期間の市民生活および経済活動を支える上で、重要な課題の一つです。ライフスタイルの変化や少子高齢化の進展に伴い、除排雪への市民ニーズは年々多様化しており、快適な生活環境を確保するためには、市民との協働による雪対策が必要となっています。

基本的方向

- バス交通に関する市民要望を踏まえ、バス事業者との協議によりバス路線の維持安定に努めます。
- 交通弱者の移動の利便性の確保や地域間交通の促進を図るため、地域交通システムの検討を進めます。
- 自転車の利用環境を整備し、利用を促進することにより、地域の活性化や観光振興に努めます。
- 自然の恵みが感じられ、安全で、快適な札幌恵庭自転車道線の整備を進めます。
- 冬期間における安全で快適な生活環境を確保するため、総合的な雪対策を推進します。
- 除雪体制維持のため必要な除雪車両の確保を計画的に進めます。

施策

< 主な内容 >

公共交通の充実

- ・都市間交通網と市内交通網とのネットワークの充実
- ・バス事業者との協議によるバス路線の維持安定
- ・交通弱者の移手段の確保、交通空白地域の解消

サイクリング ・ネットワークの形成

- ・環境にやさしい自転車交通の利用促進
- ・札幌恵庭自転車道線の整備促進
- ・南空知圏とのサイクリングルートの形成

冬期間交通の確保

- ・除排雪体制の充実と路面凍結対策の強化
- ・雪対策基本計画に基づく事業の推進

第5節 水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、昭和38年の簡易水道に始まり、市街地の拡大とともに給水区域を拡大し施設を整備してきました。平成8年度には、現在の漁川を水源とする日最大給水量24,000 m³に加え、千歳川に第2の水源を求め、日最大給水量40,000 m³とする第5期拡張事業に着手しました。その後、平成16年度に事業の再評価を行い、水需要予測の日最大給水量を40,000 m³から26,800 m³に下方修正して事業を継続するとともに、ライフラインの確保に努めています。

平成20年12月の市民意識調査における生活環境分野では「衛生的な上下水道の整備」の満足度が最も高くなっています。

水道施設は施設整備から40年が経過し、耐用年数を迎える配水管や配水施設の更新を計画的に進めるとともに、耐震性の高い構造とすることが求められています。

少子高齢化の進展や生活様式の変化などにより、今後、使用水量の減少が見込まれる中で、老朽化した水道施設の改修、新たな受水費用などの財源を確保しながら、良質な水を安定供給していく必要があります。

基本的方向

- 水質の確保と水質検査結果の公表により、市民が安全で安心して利用できる水を供給します。
- 市民がいつでも水が使えるよう、水を安定供給し、水道施設の耐震性の向上を進めます。
- 将来も変わらず安定した施設の維持運営ができるよう、計画的な水道施設の更新や改良を行います。
- 水の安定供給のため、健全な水道事業の経営を推進します。

施策

< 主な内容 >

水の安心

- ・水質監視や水質検査の実施
- ・水質検査計画の策定と検査結果の公表

水の安定

- ・第5期拡張計画に基づく配水管の整備
- ・配水池の耐震化や配水管の更新・改良

施設の持続

- ・耐用年数、漏水件数等の状況に基づく更新計画の策定及び施設の更新

水道経営基盤の強化

- ・計画的な財政運営と経営基盤の強化

第6節 下水道の整備

現状と課題

本市の下水道は、道営北広島団地の開発を契機に昭和45年に着手して以来、快適で衛生的な生活環境の確保や河川等の公共水域の水質保全を図るため、市街地を順次事業区域に編入し事業を進めてきました。

下水道事業の経営は「汚水私費・雨水公費」が基本であり、汚水処理については受益者負担が原則であることから、独立採算の基本原則のもと、適正な費用負担に基づく財源の確保に努め、今後も経営の健全化を図る必要があります。

下水処理センターについては、日最大 34,500 m³ へと処理能力の増強を進めており、今後も流入汚水量の推移に応じた改修等を検討する必要があります。また、生ごみに引き続き、し尿・浄化槽汚泥の受入れに向けて、バイオマス利活用施設の整備を進めています。

下水道施設は、供用開始から40年余りを経過し、老朽化が進んでいます。処理機能、処理能力の低下防止や、新たにその他バイオマス（生ごみ、し尿・浄化槽汚泥）を受け入れることから、維持管理体制の充実とともに計画的な改修・更新を進める必要があります。

発生汚泥については、肥料として緑農地還元を行っていますが、生ごみや、し尿・浄化槽汚泥の受入れに伴う汚泥量の増加や成分変化に対応する新たな処理システムを構築する必要があります。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、道央地区環境衛生組合において1市3町による広域処理を行っていますが、供用開始から30年余りが経過し、老朽化による処理機能や処理能力の低下が懸念されることから、下水処理センターに新たな処理施設の整備を進めています。

基本的方向

- 快適で衛生的な生活環境を確保するため、汚水・雨水管の整備を進めます。
- 下水処理センター機能の段階的な増強を図るとともに、バイオマス利活用施設の整備を進めます。
- 下水道施設の改修・更新計画に基づき、維持管理体制の充実を図ります。
- 財政計画に基づき、経営の健全化に努めます。
- 新たな発生汚泥の処理システムを構築します。
- 道央地区環境衛生組合が広域処理してきたし尿・浄化槽汚泥処理については、下水処理センターにできる新たな処理施設において処理するとともに、道央地区環境衛生組合については、組合の解散に向け各自治体と協議を進めていきます。

施策

< 主な内容 >

下水道の整備と利用の促進

- ・道路整備等に合わせた汚水・雨水管の整備
- ・下水処理センター機能の増強、バイオマス利活用施設の整備

発生汚泥の有効利用

- ・バイオマス受入れに対応した処理システムの構築

し尿・浄化槽汚泥の処理

- ・し尿・浄化槽汚泥の受入れおよび処理

第7節 都市景観の形成

現状と課題

景観に対する市民意識の向上を図るため、花のまちコンクール、花いっぱい運動、オープンガーデンなどの景観づくりの奨励事業を実施するとともに、身近にある景観への関心を高めるため、写真コンクールや絵画コンクールを開催してきました。今後は、より多くの市民の景観意識の向上を図るため、効果的な事業等を継続する必要があります。

平成16年に国が景観法を制定し、平成20年4月には北海道が道内を包括する景観条例を制定し、北海道景観計画が策定されました。北海道景観条例の基本方針は、都市と自然の調和がとれた良好な景観形成をめざすことであり、本市の景観形成の基本理念と合致するものです。北海道景観条例に基づき届出対象となる建築物等について、事案ごとに景観を阻害するか否かを判断していきます。また、良好な景観を維持するため、景観を阻害している違反屋外広告物の簡易除却を今後も定期的実施します。

基本的方向

○市民・事業者・行政の協働により、地域の個性や魅力を生かした魅力ある都市景観づくりを進め、快適で美しい北広島市を未来に伝えます。

施 策

< 主な内容 >

景観づくり

- ・市民の景観への関心や意識向上に向けた啓発事業の実施
- ・地域住民との合意による良好な景観誘導
- ・緑を活かした景観づくり、案内標示板の設置

景観の維持

- ・道条例による規制の効果の検証、良好な景観の維持・保全
- ・景観を阻害している違反屋外広告物の除去

第8節 情報化の推進

現状と課題

地方自治体間ネットワーク（略称「LGWAN」）が整備され、国や地方自治体、各種団体間のネットワーク化が進んだことにより、情報を電子データで交換する業務が急速に広がりつつあることから、電子自治体の構築がいっそう求められています。

これまでは、紙を媒体として市民から各種申請や情報を受けていましたが、業務の電子化が急速に進み、社会全体で紙文書を削減する方向で技術開発が進んでいます。

大容量のデータを送受信できるインターネット接続が一般化したことにより、映像や音声などマルチメディアに対応した行政サービスの提供が可能となっています。インターネットや携帯電話向けのコンテンツの拡充を図るなど、新しい通信媒体を通じて情報を発信できるような体制と環境づくりの取り組みが必要となっています。

個人生活に関わりの深い、保健・医療・福祉・防災などの分野で情報化が進み、民間との情報連携も予想されることから、情報システムのより強固なセキュリティが求められます。

基本的方向

- 高度な情報技術を活用した行政サービスにより、市民の利便性を向上します。
- 電子自治体の構築を推進するとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

施策

< 主な内容 >

行政事務の情報化

- ・各種手続きにおける情報ネットワークの利用促進
- ・国や自治体間における業務処理の共同化の推進

情報化の環境整備

- ・個人情報保護やセキュリティ確保など情報化に伴う環境整備
- ・多くの市民がインターネットを活用できる知識等の普及